

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正前の第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に
必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。